

第2回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和5年2月27日

出席者	1. 若杉伸児 2. 森田正春 3. 藤田博文 4. 田野敏広 5. 中田辰美 6. 林田寿利 7. 柳田隆喜 8. 甲斐奉文 9. 黒木謙志 10. 菊池勇夫 11. 富井保徳 12. 黒木良昭 13. 藤本政嗣 14. 中谷茂己
議事録署名人	3番 藤田 博文 委員 4番 田野 敏広 委員
開催時間	開会 AM 10:00 ~ 閉会
発言者	内 容
局長	ご起立をお願いします。 ただ今から、令和5年第2回美郷町農業委員会総会を開会いたします。 一同、礼。 お座りください。 本日は、5番中田辰美委員より欠席届が出ております。只今の出席委員は13名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。 それでは会長、よろしく願いいたします。
議長	〈挨拶〉 それでは日程表に従いまして、令和5年第2回総会を進行していきます。 日程第1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。3番藤田博文委員、4番田野敏広委員、よろしく申し上げます。 続いて日程第2、会期の日程は、令和5年2月27日、本日1日といたしますがよろしいですか。 〈異議なし〉 異議なしと認め、会期は本日1日と決定します。 それでは日程第3、議案審議に移ります。 議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。
局長	2ページをお開きください。議案第4号、農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があった

ので、承認を求める。令和5年2月27日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。
次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号10番から13番までの4
件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4ページをお開きください。受付番号は10番です。申請人の譲受人が、美郷町
南郷神門の70歳の方。譲渡人が、日向市の67歳の方です。申請地は、南郷鬼神
野字床並、畑1筆、338㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利
用計画は柿の木を植栽する計画です。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲
受人の経営ですが、自作地のみ5,408㎡。家畜はブロイラーが95,000羽。家族
総数3名の労力2名となっております。5ページが地籍集成図になります。本案
件は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上
です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中谷委員

14番、中谷です。この案件は担当が中田委員ですが、欠席のため頼まれました
ので代わりに説明いたします。譲受人はブロイラーの専業農家で、後継者もあり、
地域のリーダーとして活躍しております。譲渡人は元々この地区に住んでいまし
た。5年ほど前にご主人を亡くし、農地の管理ができなため今回の売買となり
ました。申請地は、譲受人の鶏舎の近くであります。現在は荒れておりますが、
柿を植栽したいということでした。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号10番について、質疑のある
方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号10番に賛成の方の挙手をお願いま
す。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、受付番号11番の説明をお願いします。

事務局員

6ページをお開きください。受付番号は11番です。申請人の譲受人が、美郷町
西郷田代の91歳と高齢ですが、後継者がいると聞いております。譲渡人が、美郷
町西郷田代の84歳の方です。申請地は、西郷田代字上之小川他、田5筆、7,816
㎡であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は水稻となってい
ます。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借

入地あわせて 13,503 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

森田委員

2 番、森田です。ただ今事務局の方から説明があったとおりです。譲渡人は 84 歳と高齢です。息子さんはいるんですが自身で事業をやっており、農業をするのは無理だということで、親子で話し合い売ることに決めたそうです。譲受人も高齢であります。後継者の長男・次男は近くに住んでおり、現在は次男が農業関係をやっております。一度自分の名義で手続きをした方が良かったらということなので今回の申請となったようです。値段も双方で合意したと報告を受けております。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 11 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 11 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 12 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 12 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 81 歳の方。譲渡人が、愛知県の 51 歳の方です。申請人の両名は親戚関係であると聞いております。申請地は、西郷田代字原良、田畑 5 筆、3,334 m² あります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、水稻・保全・粟となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のための 13,546 m²。家畜はありません。家族総数 2 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

12 番、黒木です。譲渡人は譲受人の兄の娘で姪となります。今回相続した土地ををすべて処分するという話になり、譲受人が引き受けることになりました。申請地は前々から譲受人が管理していたそうで、スムーズに所有権移転が進むので

はないかと考えます。特に問題ないと考えます。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 12 番について質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

若杉委員

1 番、若杉です。地目が畑で、利用計画が水稻になっている筆がありますが、どうなっているのでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

ご指摘のあった筆は、実際現況が田で水が張れる状態で、あわせて一枚の田として管理しています。以上です。

議長

若杉委員、よろしいですか。

若杉委員

はい。

議長

他にありませんか。

〈なし〉

無いですので採決に移ります。受付番号 12 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 13 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 13 番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷宇納間の 64 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷宇納間の 74 歳の方です。申請地が、北郷宇納間字竹ノ原、田 5 筆、8,512 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稻となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 8,111 m²。家畜はありません。家族総数 5 名の労力 2 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長	地区担当委員の説明をお願いします。
黒木謙志 委員	<p>9 番、黒木です。譲受人は現在、畜産と農業の兼業農家です。将来は農業を主にやっていきたいと、近くで借りれる農地があれば借りたいと前々から考えていたようです。譲渡人は、今回の申請農地は一人では管理できないと、数年前から畜産農家の方に貸していたのですが、今回合意解書約を提出されています。申請人双方の意向が前々からわかっており、すぐに話がまとまったようです。何も問題ないと思いますが、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 13 番について質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 13 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 5 号、非農地の許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>12 ページをお開きください。議案第 5 号、非農地の許可申請について。農地法第 2 条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和 5 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 14 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>14 ページをお開きください。受付番号は 14 番になります。受付月日が、令和 5 年 2 月 15 日。申請人が、日向市の 67 歳の方です。申請地は、南郷鬼神野字床並、地目は田、現況は山林、合計 5 筆の 2,913 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査月日は令和 5 年 2 月 15 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっております。15 ページが地籍集成図、16 ～ 18 ページが現況写真になります。本農地は、長年農地として使用しておらず、現況的にも山林であり、非農地として取り扱っても問題ないと考えます。以上です。</p>
議長	地区担当委員の説明をお願いします。
中谷委員	14 番、中谷です。先程の 3 条と同じ申請人になります。現地を見に行ってきた

したが、写真のとおり山林化しております。農地を外すことで処分したいという考えのようです。ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 14 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 14 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

19 ページをお開きください。議案第 6 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 15 番と 16 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

21 ページをお開きください。受付番号は 15 番です。申請人は、東京都の 70 歳の方です。申請地は、北郷入下字大堀、畑 1 筆、1,365 m²であります。申請の理由は、申請地は栗を植栽し管理していたが、山林に隣接する耕作条件の悪い農地であるため、栗の木が枯れ始めている。また竹の侵入等により耕作困難であるため、杉を植林し山林に転用したいということであります。転用後の用途は山林。転用の時期は令和 5 年 4 月 1 日着手、4 月 30 日完了予定となっております。22 ページが地籍集成図、23 ページが現況写真になります。汚水排水はありません。雨水については、現状の地形を利用した排水になります。転用の法律上、何も問題ないと考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

7 番、柳田です。説明がありましたとおり、農地には栗の木が植栽されていますが、ほとんどが枯れており、実がなるのも難しい状態です。申請地の南側が道路になっており、日照関係で他の農地に影響を与えることはありません。申請者は東京在住ですが、高齢の父親が農地の管理をしており、新しく栗を植栽し管理するのは難しいため、山林化したいという意向であります。周囲に悪影響を与える問題もないと思われますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 15 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 15 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案どおり可決いたしました。続きまして、受付番号 16 番の説明をお願いします。

事務局員

24 ページをお開きください。受付番号は 16 番です。申請人が、美郷町北郷宇納間の 68 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字藤藪、田 1 筆、1,191 m²のうちの 220 m²であります。申請の理由は、現在農業用機械を保管する倉庫がないため、自己所有農地に農業用倉庫を建築し利便性を確保したいということであります。転用後の用途は、農業用施設用地。転用の時期は令和 5 年 4 月 1 日着手、4 月 30 日完了予定となっております。25 ページが地籍集成図、26 ページが面積計算図、27 ページが土地利用図、28 ページが現況写真になります。汚水は発生しません。雨水は自然浸透及び既設の排水路で処理するということです。申請地は農振農用地の青地ですが、農用地から農業用施設に変更の手続きも完了しています。その他、立地基準・申請書の添付書類から判断し、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

菊池委員

10 番、菊池です。申請人は木炭の製炭業の専業農家だったんですが、周囲の高齢化に伴い、米作りを頼んでくる人が増えて、かなりの面積を借地しております。自宅は申請地よりもさらに奥になり、そこから農機具を移送すると手間がかかるということで、平場に農業用倉庫を作って利便性を高めたいということでした。周辺はほとんど申請人が耕作しており、今後も増えてくるようなので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 16 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 16 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。
続きまして、議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

29 ページをお開きください。議案第 7 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 17 番の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

31 ページをお開きください。受付番号は 17 番です。申請人の譲受人が、兵庫県
の株式会社。譲渡人が、門川町の 71 歳の方です。申請地は、北郷宇納間字平田、
畑 2 筆、1,036 m²であります。申請理由は、申請地は農業に従事する後継者もなく、
売主も含め地域の発展や経済効果も顧慮し、発電事業用地として選定し今回の申
請となりました。転用後の用途は、太陽光発電施設。契約内容は、申請書明細の
とおりです。転用の時期は、令和 5 年 4 月 15 日着手、7 月 31 日完了予定となっ
ています。32 ページが地籍集成図、33 ページが土地の利用計画図、34 ページが
現況写真及び雨水の排水計画になります。35 ページがパネルのカタログになりま
す。本申請地については、農業公共投資のされていない小集団の農地であります。
第 2 種農地に該当します。立地基準は満たす形になります。また事業の確実
性、転用面積の妥当性、その他の基準を申請書の添付書類から判断し許可相当と
考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

藤本委員

13 番、藤本です。譲渡人は門川町から草刈りに来ていましたが、体もしんどか
ったようで、今回の話があって太陽光のパネルを設置することになり、これで草
刈りしなくてもいいと本人もほっとしているような状況です。ご審議よろしくお
願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 17 番について、質疑のある
方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

若杉委員

1 番、若杉です。隣接する土地の住宅に住んでいる人は快諾しているのでしょ
うか。

議長

事務局、お願いします。

事務局員

申請書の中に隣接する宅地等々の同意をつけてくださいという規定はありませんので、申請書には同意書等の添付はありません。ただ太陽光を設置することで、影の発生や反射等のことも考慮して、事業者の方には申請の際に、隣接する土地の方々に同意をとるようにお願いしております。以上です。

若杉委員

説明はわかりました。仮に隣接する土地の方が農業委員会を通したんですかと質問された場合、私たちにはそういう権限はないので通しましたと言ってもいいんですか。

事務局員

今の質問のとおりです。農地法第 5 条の規定の中では、そこまで考慮して許可を出さないといけないということはありません。ただし周りの方から反対意見があれば、ストップがかかる可能性もありますが、今回の農地については問題はないと聞いております。

若杉委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 17 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。

続きまして、議案第 8 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の廃止について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

36 ページをお開きください。議案第 8 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積の廃止について。農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積を廃止したいので承認を求めます。令和 5 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

37 ページをお開きください。本件については、農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段面積（下限面積）の改正について提案させていただきます。美郷町農業委員会が定める農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による別段の面積を次のように改正する。改正前は、農地法第 3 条第 2 項第 5 号で美郷町で定めた別段面積は、町内全域で 30a であります。移住定住の下限面積も、1a と定めておりました。

改正後は、これをすべて削るということになります。この規則は、令和5年4月1日から施行いたします。この改正につきましては農地法が一部改正され、農地法第3条第2項第5号の部分が農地法上からすべて削除される形になっております。今後下限面積要件については、すべて適用されないこととなります。別段面積については、平成28年11月美郷町農業委員会総会時に皆様から承認を受けております。平成29年4月から施行されたものになりますが、今回の法改正により下限面積の撤廃となります。説明は以上です。

議長

本案件に質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

若杉委員

1番、若杉です。下限面積が無くなってからの申請は何月からですか。

事務局員

施行開始は令和5年4月1日からですので、3月16日以降の申請受付については4月の総会案件になりますので、下限面積要件はかかりません。

若杉委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

柳田委員

はい。

議長

はい、どうぞ。

柳田委員

7番、柳田です。30aの下限面積が撤廃になると、農地を持ってなくても買ったり借りたりができるようになるということで、新入してくる者にも農業委員として対応しないとイケないのでしょうか。

事務局員

今回の法改正は、国の考えだと農業者・担い手の確保が困難なため、農業者を増やす為に改正されました。令和5年4月1日施行ですので、4月の総会の案件に対しては下限面積要件がありませんので、農地を取得して耕作すると言われれば許可を出さざるを得ない状況です。注意していただきたいのは、誰でも農地を取得できるようになりますが、聞き取りをしていただいてから許可基準として持っていかなければならないのかなと考えております。以上です。

議長

柳田委員、よろしいですか。

柳田委員

わかりました。

議長

他にありませんか。

この問題については、今までメリットデメリットがありましたが、下限面積が撤廃されるとなると、この先農業委員会の役割も大きくなり、皆さんと慎重に協議していく必要があると思っております。

事務局員

最後にひとつよろしいでしょうか。

皆さんにお願いですが、現状下限面積の縛りの関係で、所有権移転や貸借が出来なかったものについてお断りをしていました。今後ホームページや公報等で周知をしていきますが、お気づきの方についてはお声掛けをしていただいて、手続きをしていただきますようご指導お願いいたします。

議長

では、議案第 8 号について、異議はありますか。

〈なし〉

異議なしと認め、議案第 8 号についての審議を終了いたします。

続きまして、報告第 2 号、農地の賃貸借合意解約書について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

38 ページをお開きください。報告第 2 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 2 月 27 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

39 ページをお開きください。土地の所在が、西郷田代字下ノ小川、田 3 筆について賃貸借契約がなされていましたが、本日の第 3 条、受付番号 11 番で承認いただきました方が、今後耕作していくということで、令和 4 年 12 月 31 日をもって合意解約が成立しております。

40 ページをお開きください。土地の所在が、北郷黒木字小久保、田畑 11 筆について賃貸借契約がなされていましたが、今後は所有者の息子さんが耕作する為、令和 5 年 1 月 31 日をもって合意解約が成立しております。

42 ページをお開きください。土地の所在が、北郷宇納間字竹ノ原、田 5 筆について賃貸借契約がなされていましたが、本日の第 3 条、受付番号 13 番で承認いただきました方が今後耕作するというので、令和 5 年 1 月 31 日をもって合意解約が成立しております。以上です。

議長

続きまして、報告第 3 号、農地改良届について、事務局の提案理由説明を求めます。

局長

44 ページをお開きください。報告第 3 号、農地改良届について。農地改良届出

書の提出があったので報告する。令和5年2月27日提出。美郷町農業委員会会長林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

45 ページをお開きください。農地改良の内容は、田畑転換による約3m程度の盛土を行う。申請地は大変な湿田で耕作が困難であった農地であり、埋め上げることで畑にして、今後耕作を続けていきたいということでした。土地の所在は、南郷神門字無田、田3筆、2,212㎡であります。工事予定年月日は、令和5年1月23日から令和5年3月31日となっています。46 ページが地籍集成図、47 ページが位置図と現況写真、48 ページが平面図・横断図になります。隣接する農地の方には承諾を取るようお願いしておりますので、問題はないと思います。以上です。

議長

何か質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

それでは以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和5年第2回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 藤田 博文

美郷町農業委員会 委員 田野 敏広

